

不法投棄実態調査 報告書

令和2年10月

沖縄県環境部環境整備課

1. 不法投棄実態調査報告（令和元年度）

（1）調査概要

本調査は、平成8年度から平成13年度に実施されていた「産業廃棄物等不法投棄実態調査」の調査手法を基本とし、県内における産業廃棄物及び一般廃棄物の不法投棄事案について、県内全市町村の協力のもと実施した調査である。

（2）調査対象

産業廃棄物及び一般廃棄物の令和元年度における新規不法投棄及び不法投棄残存事案のうち、1か所での合計数が1トン以上の不法投棄事案。

（3）調査対象期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで。

（4）調査方法

ア 各保健所を経由し、全市町村あて調査票を送付し、令和2年3月末までに把握している不法投棄情報を収集。（那覇市については、直接依頼している。）

イ 各市町村から提供された情報について、県が保有する情報との確認及び照合を行い、必要に応じ現場確認等を行い、それをもとに当該報告書を作成した。

（5）特記事項

調査票を送った市町村の回答によると、10市6町10村から不法投棄事例の報告があった。

なお、当該調査報告書の重量（トン）については小数点以下を、%表示については小数点第一位以下を四捨五入しているため、総数と個々の数値の合計が一致しないものがある。

2. 調査結果

(1) 不法投棄件数、総重量の推移

令和元年度に把握した不法投棄件数は126件、同年度中に撤去した件数は8件、年度末残存件数は118件であった。件数の推移を図1、総重量の推移を図2に示す。126件のうち、令和元年度中に新たに投棄現場が報告された事案が13件であった。

不法投棄件数は、平成11年度の166件が最高であった。一時期、減少傾向にあったものの、平成25年度以降は増加傾向にある。(不法投棄総重量の経年推移については参考資料1を参照。)

令和元年度における不法投棄廃棄物の総重量は1,880トンであり、前年度の2,002トンから122トン減少した。なお、不法投棄の総重量は、目視による推計量である。

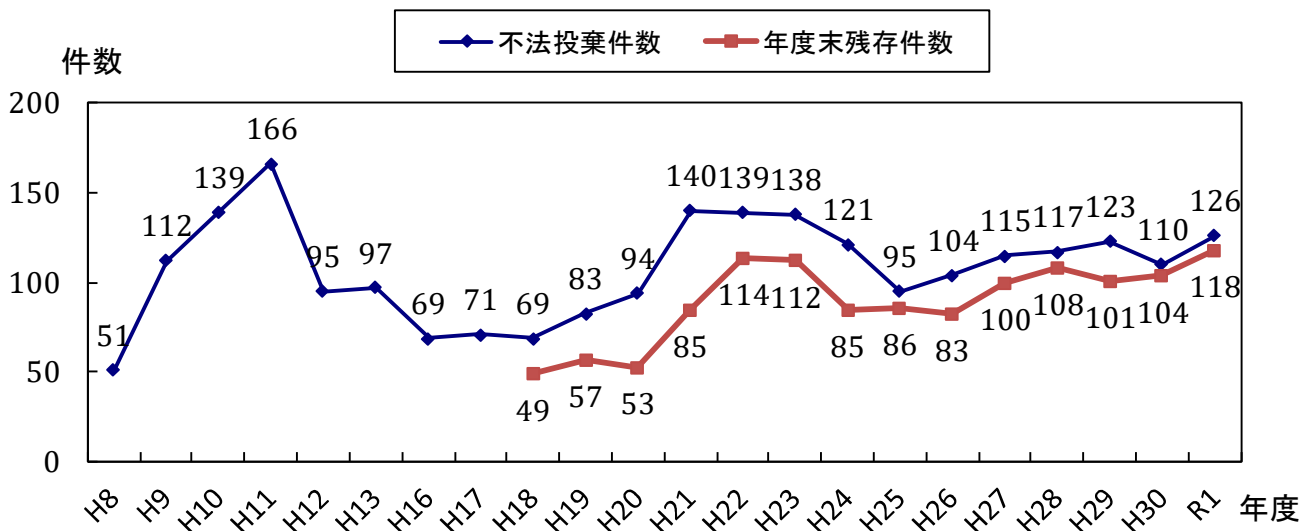


図1 不法投棄の件数の推移(平成8年度～令和元年度) ※平成17年度以前は、撤去件数が未調査。

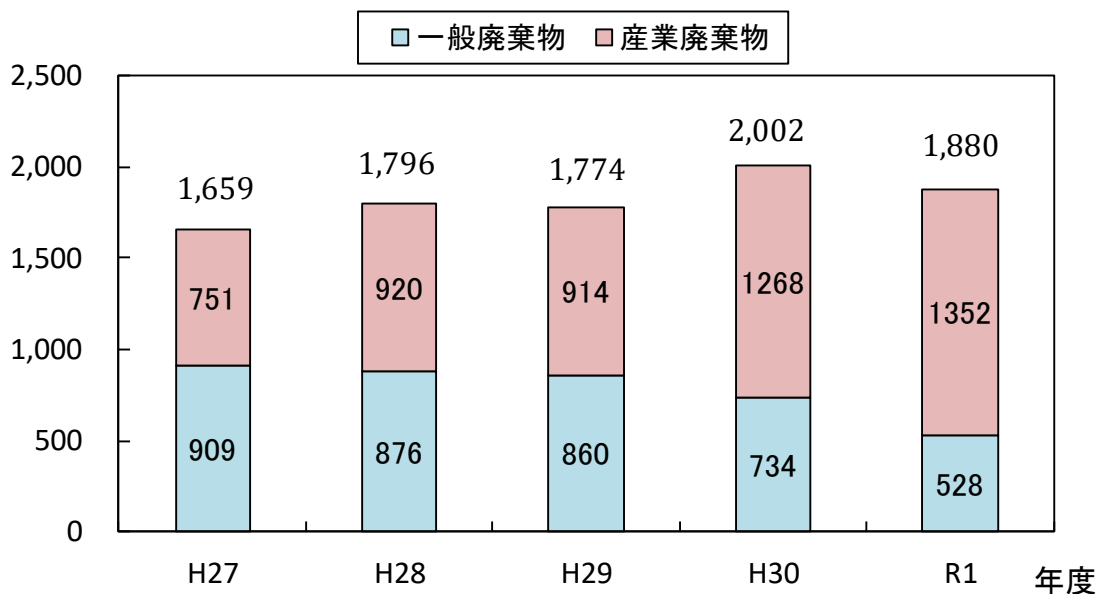


図2 不法投棄総重量の推移

(2) 不法投棄場所の内訳

令和元年度に把握した 126 件の不法投棄場所の内訳について図 3 に示す。

投棄場所の各件数は、①原野(34 件、861 トン)、②森林・山林等(29 件、93 トン)、③農用地(26 件、458 トン)、④河川敷・海岸等(9 件、23 トン)、⑤その他(28 件、446 トン)となっている。

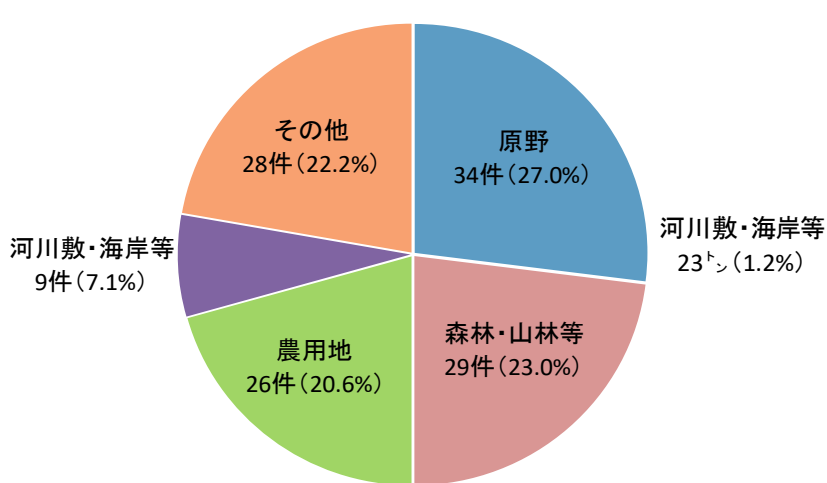


図3a 不法投棄場所の内訳(件数別)

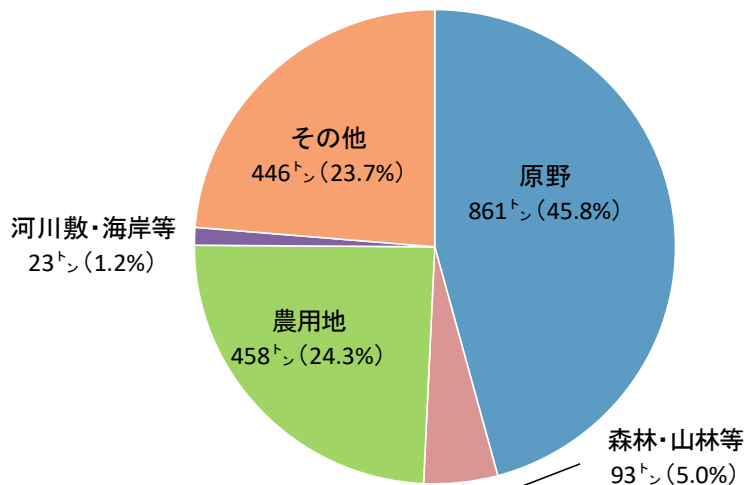


図3b 不法投棄場所の内訳(重量別)

(3) 不法投棄物の内容

ア 不法投棄物の内訳(重量別)

令和元年度における不法投棄された廃棄物の総重量は 1,880 トンとなっており、その内訳を図 4 及び表 1 に示す。

廃棄物の総重量 1,880 トンのうち、産業廃棄物は 1,352 トン (71.9%)、一般廃棄物は 528 トン (28.1%) となっており、産業廃棄物の種類として、①廃プラスチック類(廃タイヤ) 705 トン (37.5%)、②廃プラスチック類(その他) 274 トン (14.6%)、③建設混合廃棄物 205 トン (10.9%)、④金属くず 24 トン (1.3%)、⑤廃プラスチック類(建設系) 13 トン (0.7%) ⑥廃プラスチック

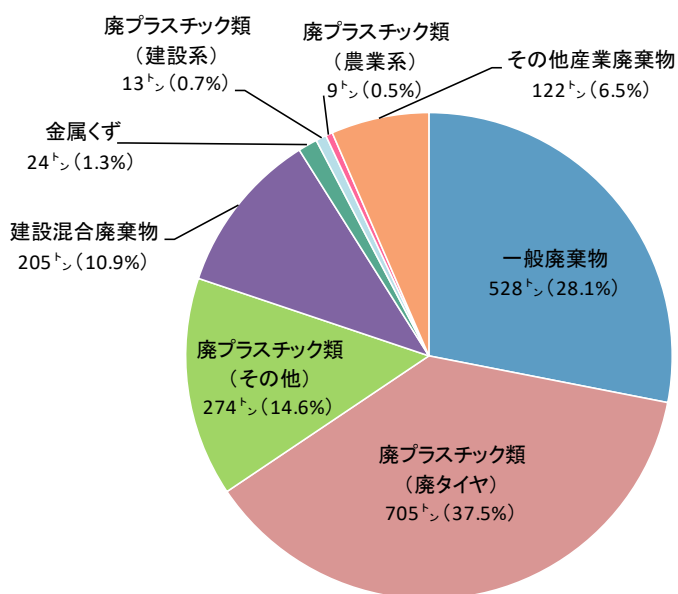


図4 不法投棄物の内訳(重量別)

類（農業系）9トン（0.5%）⑦その他産業廃棄物122トン（6.5%）が含まれている。

また、各投棄場所における廃棄物の内訳は、森林・山林及び河川敷・海岸等では一般廃棄物が、原野、農用地及びその他（道路、墓地など）では産業廃棄物が多くを占めている傾向にある。

表1 不法投棄物の内訳(重量別)

単位:トン

| 廃棄物の種類 | 原野 | 森林・山林等 | 農用地 | 河川敷・海岸等 | その他 | 合計 | 割合(%) | | |
|--------|----------|---------------------|-----|---------|-----|------|-------|-------|-------|
| 一般廃棄物 | 258 | 79.3 | 139 | 17 | 35 | 528 | 28.1% | | |
| 産業廃棄物 | 603 | 14 | 319 | 5 | 411 | 1352 | 71.9% | | |
| 内 訳 | 廃プラスチック類 | 586 | 9 | 210 | 2 | 194 | 1001 | 53.3% | |
| | 内 訳 | 廃タイヤ | 410 | 5 | 202 | 1 | 88 | 705 | 37.5% |
| | | その他 (ペットボトルや漁網等) | 165 | 3 | 0 | 0.6 | 106 | 274 | 14.6% |
| | | 農業系 | 6 | 0.6 | 1 | 0.5 | 1 | 9 | 0.5% |
| | | 建設系 | 6 | 0.7 | 7 | 0 | 0 | 13 | 0.7% |
| | | 建設混合廃棄物 | 0 | 0 | 0 | 0 | 205 | 205 | 10.9% |
| | 金属くず | 11 | 2 | 3 | 2.1 | 6 | 24 | 1.3% | |
| | その他産業廃棄物 | 7 | 3 | 106 | 1 | 5 | 122 | 6.5% | |
| | 合計 | 861 | 93 | 458 | 23 | 446 | 1880 | 100% | |

イ 一般廃棄物の不法投棄物の内訳

一般廃棄物については、調査票の関係上、自由記述としたことから詳細な内訳及び割合等は不明であるが、「廃家電類」「粗大ゴミ」「家庭ごみ」等が記載されており、複数の種類の一般廃棄物が同一場所に不法投棄されている状況が多く報告されている。

ウ 産業廃棄物と一般廃棄物の混在状況

不法投棄現場における産業廃棄物と一般廃棄物の混在状況は産業廃棄物のみの投棄が27件（21.1%）、一般廃棄物のみの投棄が73件（49.6%）、混在状態の投棄が26件（29.3%）となっている。

（4）不法投棄の行為者

ア 不法投棄行為者の種類

今回の調査において確認された不法投棄126件中、不法投棄行為者が判明している件数が9件、不明が117件となっている。

判明した案件の不法投棄行為者は排出事業者によるものが4件、無許可業者によるものが1件、個人によるものが4件であった。

イ 不法投棄行為者に対する指導状況

不法投棄行為者が判明している9件の事案の現在の状況は、2件は全量撤去し、7件は撤去指導中である。

(5) 不法投棄物の撤去と撤去後の残存件数

ア 不法投棄物の撤去件数

令和元年度不法投棄撤去件数を図5に示す。令和元年度に行われた不法投棄物を全量撤去した事案は8件であった。

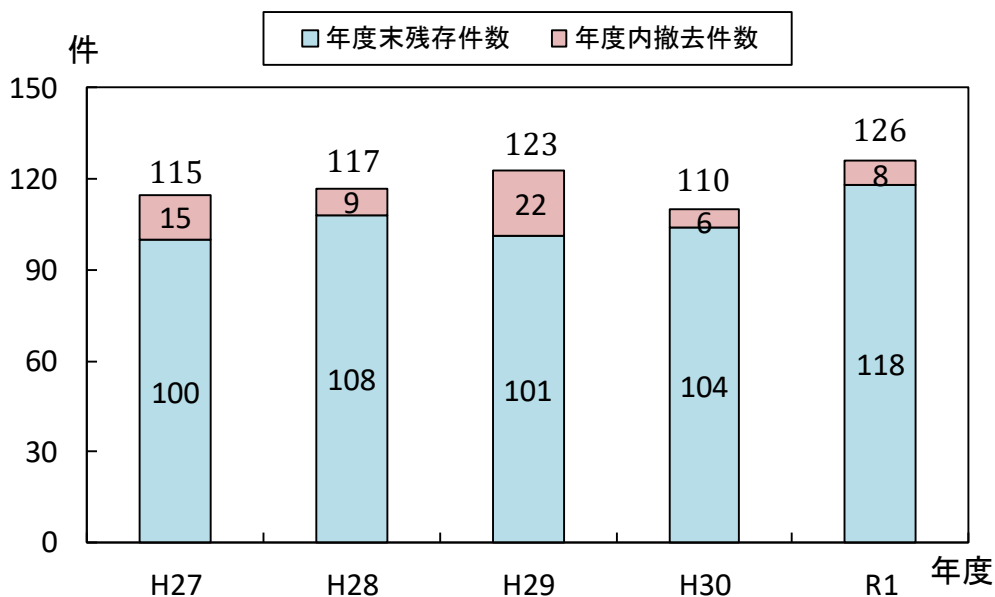


図5 年度内撤去件数と年度末残存件数の推移

イ 不法投棄物の撤去量

令和元年度不法投棄撤去量を図6に示す。令和元年度に行われた不法投棄物の撤去量は115トンであった。内訳は産業廃棄物102トン(88.7%)、一般廃棄物13トン(11.3%)となっている。

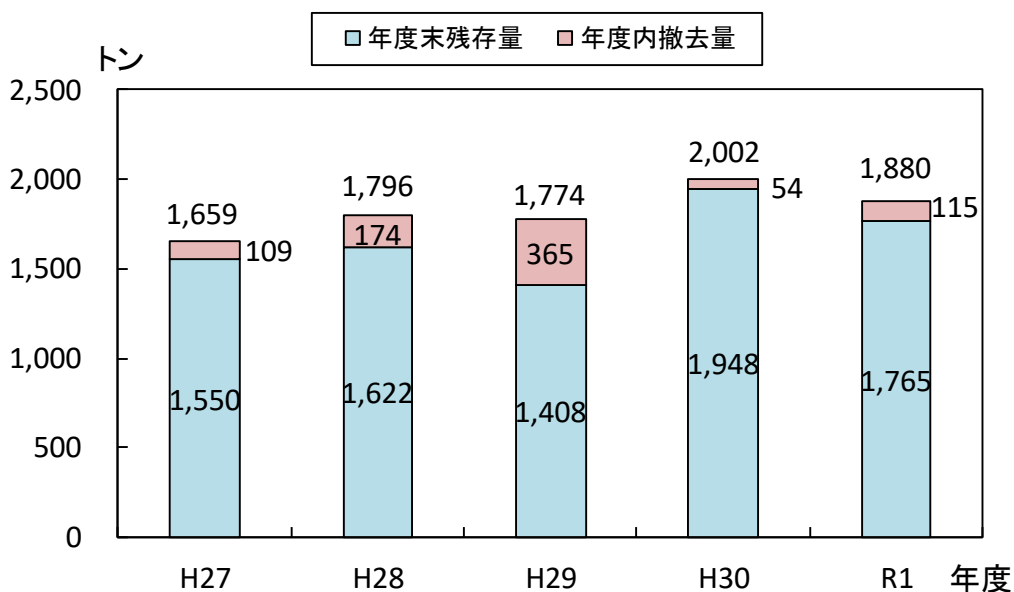


図6 年度内撤去量と年度末残存量の推移

(6) 撤去後の不法投棄物の内容

ア 撤去後の不法投棄場所の内訳

撤去後の残存不法投棄 118 件の投棄場所の内訳について図 7 に示す。

投棄場所の各件数は、①原野(33 件、859 トン)、②森林・山林等(29 件、91 トン)、③農用地(24 件、356 トン)、④河川敷・海岸等(8 件、21 トン)、⑤その他(24 件、438 トン)となっている。

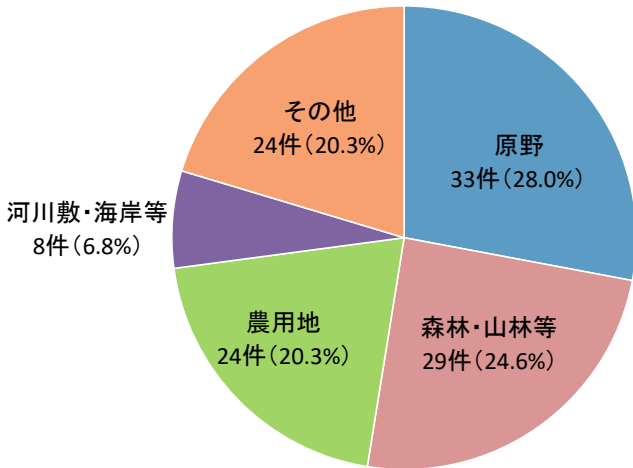


図7a 残存不法投棄廃棄物の場所の内訳(件数別)

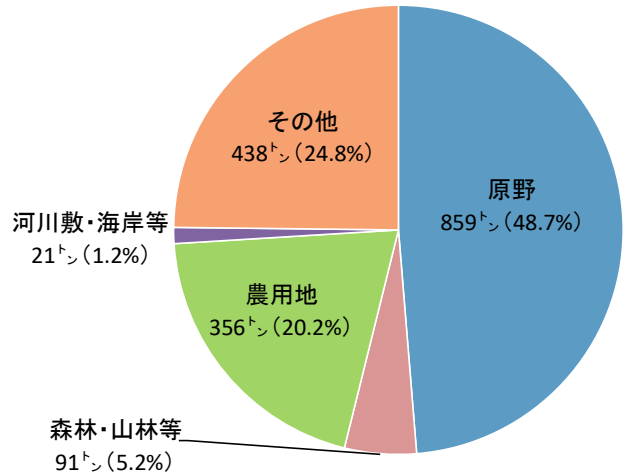


図7b 残存不法投棄廃棄物の場所の内訳(重量別)

イ 撤去後の不法投棄物の残存量の内訳

令和元年度における不法投棄された廃棄物の撤去後の残存量は 1,765 トンとなっており、その内訳を図 8 及び表 2 に示す。

撤去後の廃棄物の総重量 1,765 トンのうち、産業廃棄物は 1,251 トン (71.0%)、一般廃棄物は 514 トン (29.1%) となっており、産業廃棄物の種類として、①廃プラスチック類 (廃タイヤ) 703 トン (39.9%)、②廃プラスチック類 (その他) 275 トン (15.6%)、③建設混合廃棄物 205 トン (11.6%)、④金属くず 24 トン (1.4%)、⑤廃プラスチック類 (建設系) 13 トン (0.7%)、⑥廃プラスチック類 (農業系) 9 トン (0.5%)、⑦その他産業廃棄物 22 トン (1.3%) となっている。

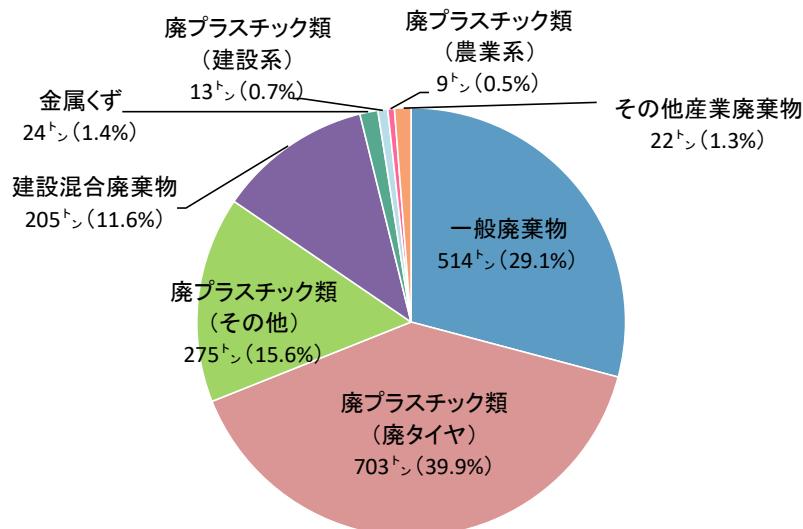


図8 残存不法投棄廃棄物の内訳(重量別)

表2 残存不法投棄廃棄物の内訳(重量別)

単位:トン

| 廃棄物の種類 | 原野 | 森林・山林等 | 農用地 | 河川敷・海岸等 | その他 | 合計 | 割合(%) | |
|--------|---------------------|--------|-----|---------|-----|------|-------|-------|
| 一般廃棄物 | 257 | 77 | 138 | 15 | 27 | 514 | 29.1% | |
| 産業廃棄物 | 603 | 14 | 218 | 5 | 411 | 1251 | 71.0% | |
| 内 訳 | 廃プラスチック類 | 585 | 9 | 209 | 2.2 | 195 | 1000 | 56.7% |
| | 廃タイヤ | 409 | 5 | 201 | 1 | 88 | 703 | 39.9% |
| | その他 (ペットボトルや漁網等) | 165 | 3 | 0 | 0.6 | 106 | 275 | 15.6% |
| | 建設系 | 6 | 0.7 | 7 | 0 | 0 | 13 | 0.7% |
| | 農業系 | 6 | 0.6 | 1 | 1 | 1 | 9 | 0.5% |
| | 建設混合廃棄物 | 0 | 0 | 0 | 0 | 205 | 205 | 11.6% |
| | 金属くず | 11 | 2 | 3 | 2 | 6.0 | 24 | 1.4% |
| | その他産業廃棄物 | 7 | 3.1 | 5.9 | 1.0 | 5.2 | 22 | 1.3% |
| | 合計 | 859 | 91 | 356 | 21 | 438 | 1765 | 100% |

(7) 保健所管内及び那覇市内の不法投棄件数の推移

保健所別及び那覇市内の不法投棄件数の推移を図9に示す。(各保健所管内及び那覇市の不法投棄件数の経年推移については参考資料2を参照。)

過去5年間の各保健所管内の不法投棄件数の推移は、北部保健所管内では減少傾向、南部保健所管内及び八重山保健所管内では増加傾向にあり、中部保健所管内、宮古保健所管内及び那覇市においては横ばいである。

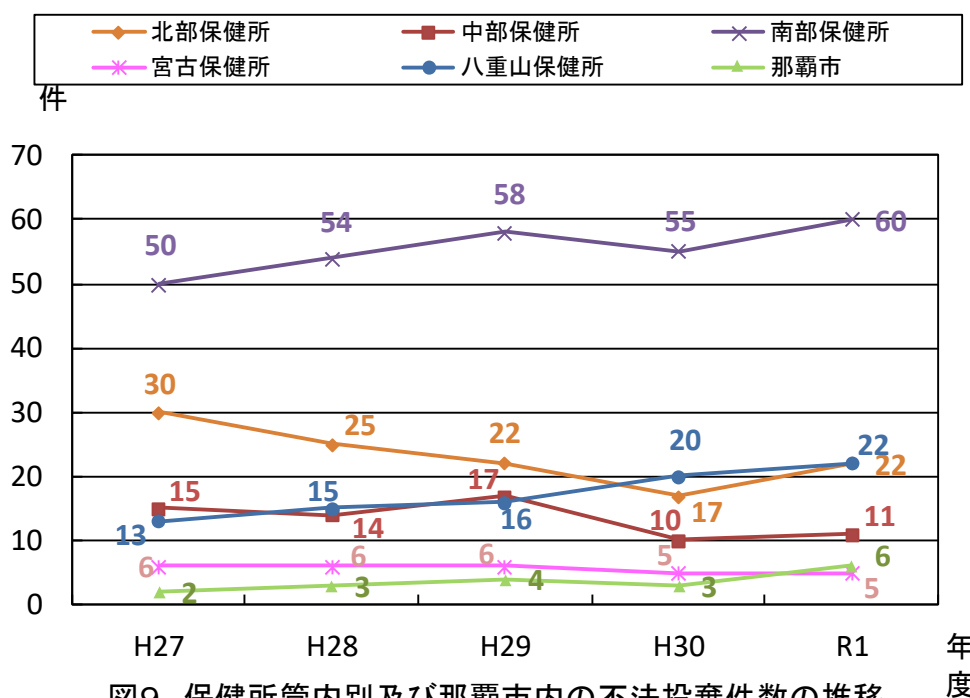


図9 保健所管内及び那覇市内の不法投棄件数の推移

(8) 保健所管内別及び那覇市内の不法投棄場所の内訳（件数）

各保健所管内及び那覇市内の不法投棄場所について表3に示す。

保健所管内別で見ると、北部保健所管内と八重山保健所管内では森林・山林、南部保健所管内では原野、農用地での不法投棄が多い状況である。

表3 保健所管内別及び那覇市内の不法投棄場所の内訳

単位：件

| 保健所名及び那覇市 | 原野 | 森林・山林等 | 農用地 | 河川敷・海岸等 | その他 | 合計 | 割合(%) |
|-----------|----|--------|-----|---------|-----|-----|-------|
| 北部保健所 | 5 | 11 | 3 | 0 | 3 | 22 | 17.5% |
| 中部保健所 | 2 | 2 | 1 | 1 | 5 | 11 | 8.7% |
| 南部保健所 | 18 | 6 | 19 | 6 | 11 | 60 | 47.6% |
| 宮古保健所 | 3 | 0 | 1 | 0 | 1 | 5 | 4.0% |
| 八重山保健所 | 6 | 10 | 2 | 2 | 2 | 22 | 17.5% |
| 那覇市 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 6 | 4.8% |
| 合計 | 34 | 29 | 26 | 9 | 28 | 126 | 100% |

(9) 保健所管内別及び那覇市内の不法投棄物の内容

ア 保健所管内別及び那覇市内の不法投棄物の内訳

保健所管内別及び那覇市内の不法投棄内訳を図10及び表4に示す。

件数別では南部保健所管内、重量別では宮古保健所管内が最も多くなっている。

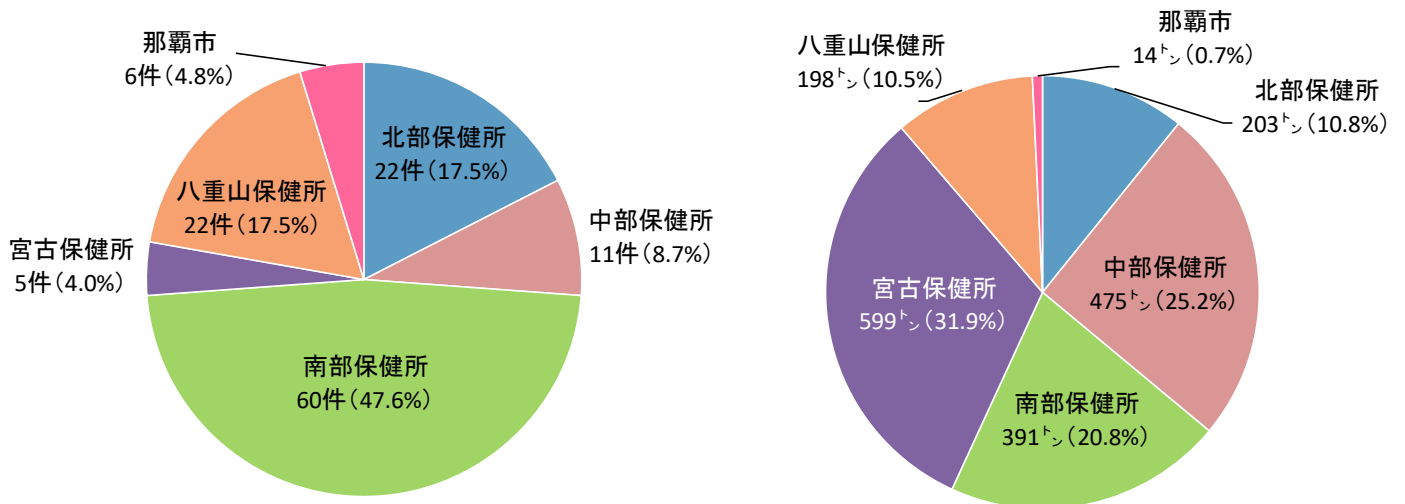


図10a 保健所管内別及び那覇市内の不法投棄状況(件数別)

図10b 保健所管内別及び那覇市内の不法投棄状況(重量別)

表4 保健所管内別及び那覇市内の不法投棄状況

| 保健所名及び那覇市 | 件数 | 件数における割合(%) | 一般廃棄物重量(トン) | 産業廃棄物重量(トン) | 重量(合計)(トン) | 重量における割合(%) |
|-----------|-----|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|
| 北部保健所 | 22 | 17.5% | 46 | 158 | 203 | 10.8% |
| 中部保健所 | 11 | 8.7% | 72 | 403 | 475 | 25.2% |
| 南部保健所 | 60 | 47.6% | 282 | 109 | 391 | 20.8% |
| 宮古保健所 | 5 | 4.0% | 31 | 568 | 599 | 31.9% |
| 八重山保健所 | 22 | 17.5% | 84 | 114 | 198 | 10.5% |
| 那覇市 | 6 | 4.8% | 14 | 0 | 14 | 0.7% |
| 合計 | 126 | 100% | 528 | 1352 | 1880 | 100% |

イ 保健所管内別及び那覇市内の産業廃棄物と一般廃棄物の混在状況

保健所管内別及び那覇市内の不法投棄現場における産業廃棄物と一般廃棄物の混在状況を表5に示す。

表5 保健所管内別及び那覇市内の一般廃棄物と産業廃棄物の混在状況

単位:件

| 保健所名及び那覇市 | 一般廃棄物 | 産業廃棄物 | 混合廃棄物 | 合計 |
|-----------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 北部保健所 | 15 | 4 | 3 | 22 |
| 中部保健所 | 1 | 3 | 7 | 11 |
| 南部保健所 | 34 | 13 | 13 | 60 |
| 宮古保健所 | 1 | 4 | 0 | 5 |
| 八重山保健所 | 17 | 3 | 2 | 22 |
| 那覇市 | 5 | 0 | 1 | 6 |
| 合計 (%) | 73 (49.6) | 27 (21.1) | 26 (29.3) | 126 (100) |

3. 本県の取り組み

(1) 概要

不法投棄等の廃棄物の不適正処理は、生活環境に支障を及ぼすだけでなく、自然や景観を損ね、観光振興にも影響を与えかねない問題である。

このため沖縄県では、不法投棄防止対策として県、警察本部及び海上保安本部等で構成する「沖縄県廃棄物不法処理防止連絡協議会」の設置並びに各保健所、市町村及び各警察署等で構成されるネットワーク会議を設置し、合同パトロールを実施している。

また、保健所の環境衛生指導員による監視指導体制に加え、平成 16 年度に沖縄県廃棄物監視指導員制度を創設し、県警退職者を任命するとともに、平成 22 年度に新たに不法投棄監視員（令和元年度に沖縄県廃棄物監視指導員に統合）を創設し、同じく県警退職者を任命している。

引き続き、県警、市町村等関係機関との連携、沖縄県廃棄物監視指導員等の配置及び関連施策の実施により、監視を強化していくこととしている。

(2) 実施している関連施策

- ア 産業廃棄物処理業者及び自動車リサイクル法許可業者への監視指導等
- イ 排出事業者に対する監視指導及び法令遵守の周知
- ウ 沖縄県廃棄物不法処理防止連絡協議会の運営及び関係機関の連携による不法投棄防止に関する合同パトロールの実施
- エ 沖縄県産業廃棄物監視指導員（県警退職者）を保健所に配置（平成 16 年度～）
- オ 市町村職員併任による産廃処理施設立入、市町村への監視カメラ等導入費用補助による監視指導体制強化
- カ 廃棄物不法処理防止ネットワーク会議を各保健所に設置（平成 18 年度～）

(3) 産業廃棄物処理業者等への指導状況等

ア 立入検査状況（令和元年度）

| | |
|--------------|------|
| 産業廃棄物処理業者 | 623回 |
| （産業廃棄物）排出事業者 | 318回 |

イ 行政指導等の状況（令和元年度）

| | |
|-------|-----|
| ・告発 | 0件 |
| ・措置命令 | 10件 |
| ・改善命令 | 2件 |
| ・取消処分 | 1件 |
| ・停止処分 | 1件 |

4. まとめ

(1) 不法投棄件数と推移

今回の調査では、不法投棄件数が126件であり、前年度の110件と比較すると増加する結果となった。

令和元年度は、126件の不法投棄件数のうち8件が全量撤去され、残存量は平成30年度より減少したものの、過去5年間のうち最も多い残存件数（118件）となった。

(2) 不法投棄場所の内容

不法投棄場所は、人目のつきにくい原野、森林・山林等で過半数を占める。

(3) 不法投棄物の内容

平成13年度調査以降、単位を重量（トン）に統一して推計を行っている。

今回の調査では、重量別総量1,880トンとなっており、うち産業廃棄物1,352トン（71.9%）、一般廃棄物528トン（28.1%）であった。前回の調査では総量2,002トン、産業廃棄物1,268トン（63.3%）、一般廃棄物734トン（36.7%）となっており、不法投棄重量は前回調査と比較して減少している。

不法投棄場所における産業廃棄物及び一般廃棄物の混在状況については、126件中26件が産業廃棄物と一般廃棄物が混在している現場となっており、前回の調査と比べ産業廃棄物と一般廃棄物の混在の不法投棄件数の割合は同程度であった。

不法投棄場所における不法投棄物の内訳としては、森林・山林では一般廃棄物が、原野、農用地、その他（道路、墓地など）では産業廃棄物が多くを占めている傾向にあり、産業廃棄物の重量別内訳では、「廃プラスチック類（廃タイヤ）」、「廃プラスチック類（その他）」、「建設混合廃棄物」が大部分を占めている。

また、一般廃棄物の不法投棄現場では、本来、家電リサイクル法に基づく処理が必要な廃家電（冷蔵庫、テレビ等）、粗大ごみ、家庭ごみ等の投棄されている現場が多数報告されている。また、同一の場所に複数台の廃家電等が投棄されていることから、消費者の行為のみならず、無償又は安価で処理料金たる金品を受け取り、回収している無許可の不用品回収業者による行為によるものと考えられる。

(4) 不法投棄物の撤去と残存事案

令和元年度不法投棄物撤去件数は8件と、平成30年度の6件から増加した。また、撤去量については、平成30年度約54トンに対して令和元年度は約115トンであった。

令和元年度不法投棄物撤去後の残存件数は118件、見込みの残存量は約1,765トンとなっている。残存件数は、過去5年間で最も多くなっている。

撤去後の不法投棄場所における不法投棄物の内訳としては、森林・山林では一般廃棄物が、原野、農用地、その他（道路、墓地など）では産業廃棄物が多くを占めている傾向にあり、産業廃棄物の重量別内訳では、「廃プラスチック類（廃タイヤ）」、「廃プラスチック類（その他）」、「建設混合廃棄物」が大部分を占めている。

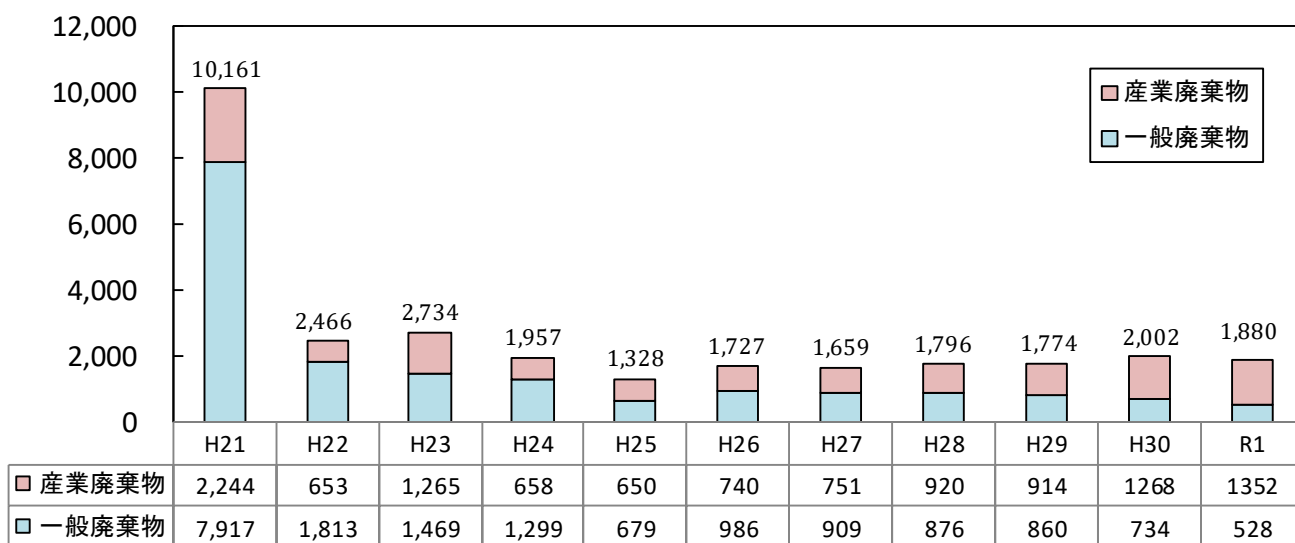
(5) 不法投棄の行為者及び対応状況

今回、不法投棄行為者が判明している事案は、126件中9件であった。判明した案件のうち、行為者は排出事業者によるものが4件、無許可業者によるものが1件、個人によるものが4件であった。

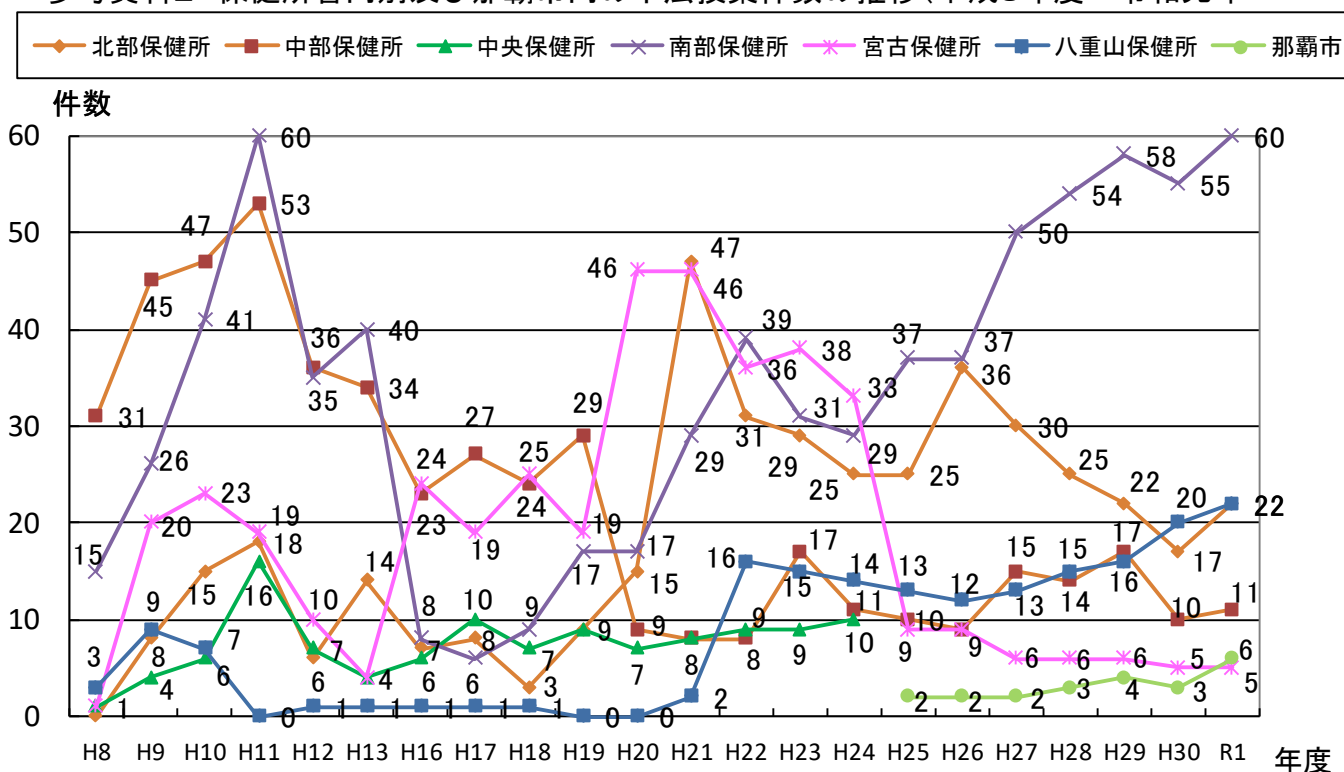
今後も継続して、保健所等による不法投棄者の特定調査を強化するとともに、消費者や事業者に対して家電リサイクル法の周知と適正な処理の推進を図り、新たな不法投棄を防止するため、定期的な監視等、関係機関と協働して対応する必要がある。

參考資料

参考資料1 不法投棄総重量の推移(平成21年度～令和元年度)



参考資料2 保健所管内別及び那覇市内の不法投棄件数の推移(平成8年度～令和元年)



※ 平成14年度に、石川保健所とコザ保健所の2保健所が合併して中部保健所が設置されたため、当該報告書での中部保健所の数字は旧石川保健所と旧コザ保健所の合計数で集計している。

※ 平成25年度に那覇市の中核市移行に伴い、那覇市保健所が設置されたため、那覇市内を除く旧中央保健所管内の件数は平成25年度から南部保健所に計上している。那覇市内については、平成25年度から集計している。